

特別養護老人ホームやすだの里利用料金表(個室)

(令和元年10月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あた	1日あた	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	300	320	39,540
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	300	320	41,820
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	300	320	44,160
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	300	320	46,410
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	300	320	48,630

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた		1日あた	1日あた	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	390	420	45,240
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	390	420	47,520
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	390	420	49,860
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	390	420	52,110
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	390	420	54,330

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた		1日あた	1日あた	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	650	820	65,040
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	650	820	67,320
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	650	820	69,660
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	650	820	71,910
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	650	820	74,130

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた		1日あた	1日あた	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	1,392	1,171	97,830
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	1,392	1,171	100,110
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	1,392	1,171	102,450
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	1,392	1,171	104,700
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	1,392	1,171	106,920

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (2割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた		1日あた	1日あた	
要介護1	1,118	28	72	8	32	104	34	1,396	1,392	1,171	118,770
要介護2	1,254	28	72	8	32	116	38	1,548	1,392	1,171	123,330
要介護3	1,394	28	72	8	32	127	41	1,702	1,392	1,171	127,950
要介護4	1,530	28	72	8	32	139	45	1,854	1,392	1,171	132,510
要介護5	1,664	28	72	8	32	150	49	2,003	1,392	1,171	136,980

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (3割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた	1日あた		1日あた	1日あた	
要介護1	1,677	42	108	12	48	157	51	2,095	1,392	1,171	139,740
要介護2	1,881	42	108	12	48	174	56	2,321	1,392	1,171	146,520
要介護3	2,091	42	108	12	48	191	62	2,554	1,392	1,171	153,510
要介護4	2,295	42	108	12	48	208	68	2,781	1,392	1,171	160,320
要介護5	2,496	42	108	12	48	225	73	3,004	1,392	1,171	167,010

※1 合計の金額は1ヵ月を30日として計算しています。

※2 処遇改善加算及び特定処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1ヵ月の報酬合計から一定の掛け率により算定します。表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

特別養護老人ホームやすだの里利用料金表(多床室)

(令和元年10月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	300	0	29,940
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	300	0	32,220
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	300	0	34,560
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	300	0	36,810
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	300	0	39,030

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	390	370	43,740
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	390	370	46,020
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	390	370	48,360
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	390	370	50,610
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	390	370	52,830

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	650	370	51,540
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	650	370	53,820
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	650	370	56,160
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	650	370	58,410
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	650	370	60,630

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	559	14	36	4	16	52	17	698	1,392	855	88,350
要介護2	627	14	36	4	16	58	19	774	1,392	855	90,630
要介護3	697	14	36	4	16	64	21	852	1,392	855	92,970
要介護4	765	14	36	4	16	69	23	927	1,392	855	95,220
要介護5	832	14	36	4	16	75	24	1,001	1,392	855	97,440

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (2割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	1,118	28	72	8	32	104	34	1,396	1,392	855	109,290
要介護2	1,254	28	72	8	32	116	38	1,548	1,392	855	113,850
要介護3	1,394	28	72	8	32	127	41	1,702	1,392	855	118,470
要介護4	1,530	28	72	8	32	139	45	1,854	1,392	855	123,030
要介護5	1,664	28	72	8	32	150	49	2,003	1,392	855	127,500

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方] (3割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算※2	小計	食事代	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要介護1	1,677	42	108	12	48	157	51	2,095	1,392	855	130,260
要介護2	1,881	42	108	12	48	174	56	2,321	1,392	855	137,040
要介護3	2,091	42	108	12	48	191	62	2,554	1,392	855	144,030
要介護4	2,295	42	108	12	48	208	68	2,781	1,392	855	150,840
要介護5	2,496	42	108	12	48	225	73	3,004	1,392	855	157,530

※1 合計の金額は1ヵ月を30日として計算しています。

※2 処遇改善加算及び特定処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1ヵ月の報酬合計から一定の掛け率により算定します。表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

介護老人福祉施設 加算料金等について

- 初期加算
入所後30日まで、1日30円の加算となります。
- 栄養マネジメント加算
栄養マネジメントを行った場合は、1日14円の加算となります。
- 療養食加算
医師の発行する食事箋に基づき提供する食事は、療養食となります。(濃厚流動食は除く)
1日3回を限度として1回6円の加算となります。(但し、療養を目的とした濃厚流動食については、1日2回の給与量の指示であったとしても、3回分として加算されます)
- ・ 経口移行加算
経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、1日28円の加算となります。
ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定不可となります。
- ・ 経口維持加算Ⅰ
現に経口により食事を摂取している方で著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に医師、歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等の職種の者が共同して食事の観察及び会議等を行い、入居者ごとに経口維持計画を作成している場合であって、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合、月400円の加算となります。
- ・ 経口維持加算Ⅱ
施設が協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算Ⅰにおいて行う食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、経口維持加算Ⅰに加えて、月100円の加算となります。
- ・ 低栄養リスク改善加算
低栄養状態にある利用者に対し、医師・管理栄養士・看護師等多職種が共同して改善を図るための計画を策定し、当該計画に基づき医師または歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、適切な栄養管理を行った場合に、原則として6ヶ月以内を限度として1月300円の加算となります。(なお、6ヶ月経過後も医師の指示に基づき改善が必要な状態である場合は、引き続き加算となります。)
- 日常生活継続支援加算(Ⅰ)
要介護度の高い利用者に対して、質の高いケアを実施することにより、下記のいずれか一つでも該当している場合に1日につき36円加算されるものです。(①、②については、算定日の属する月の前6月間又は12月間における総数で算定)
①新規入居者のうち、要介護度4～5の占める割合が70%以上の場合
②新規入居者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65%以上の場合
③利用者のうち、たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上の場合

※この加算が算定されている場合は、サービス提供体制強化加算は算定されません
- ・ サービス提供体制強化加算
介護従事者の専門性等に係る適切なサービス提供に対する加算です。
(Ⅰ)イ 介護福祉士が60%以上配置されている場合には1日18円の加算となります。
(Ⅰ)ロ 介護福祉士が50%以上配置されている場合には1日12円の加算となります。
(Ⅱ) 常勤職員が75%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。
(Ⅲ) 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。

※(Ⅰ)イ～(Ⅲ)いずれか一つのみの加算となります。また、このいずれかの加算が算定されている場合には 日常生活継続支援加算は算定されません。
- ・ 夜勤職員配置加算(Ⅰ)広域型ロ
夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に1日13円の加算となります。(但し、見守り機器等をご利用者の総数の15%以上設置し、国が定めた指針に沿って検討等が行われている場合については最低基準を0.9以上上回る事)

- ・夜勤職員配置加算(Ⅲ)広域型口
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口の要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引をする事ができる介護職員を配置している場合は、1日16円の加算となります。

- ・看護体制加算(Ⅰ)口
常勤の看護師を1名以上配置することにより、1日4円の加算となります。

- ・看護体制加算(Ⅱ)口
下記のとおり、手厚い看護職員の配置を行っていることにより1日8円加算されるものです。
①看護職員を常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。
②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること。
③看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。

- ・看取り介護加算Ⅰ
医師が医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断し、ご利用者又はご家族の同意を得て看取り介護を行った場合に下記の加算となります。

- ① 死亡以前4日以前4～30日 144円/日
- ② 死亡日の前日・前々日 680円/日
- ③ 死亡日 1,280円/日

- ・看取り介護加算Ⅱ
看護体制加算Ⅱを算定している場合であって、且つ看取り介護加算Ⅰと同じ要件のもと、当該施設において亡くなられた場合には、以下の加算となります。

- ① 死亡以前4日以前4～30日 144円/日
- ② 死亡日の前日・前々日 780円/日
- ③ 死亡日 1,580円/日

- ・配置医師緊急時対応加算
看護体制加算Ⅱを算定している場合であって、当該施設の配置医師が施設の求めに応じ、早朝及び夜間または深夜において当施設を訪問し、利用者に対して診療を行い、かつ診療を行った理由を記録した場合に、下記の加算となります。

- ① 早朝(午前6時から午前8時まで) 650円/回
- ② 夜間(午後6時から午後10時まで) 650円/回
- ③ 深夜(午後10時から午前6時まで) 1,300円/回

- ・褥瘡マネジメント加算
施設において、国が定めた指針に沿って継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合に3月に1回を限度として10円の加算となります。

- ・排泄支援加算
排泄に介護を要する場合であって、医師または看護師の判断により、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、計画に基づいて継続して支援を行った場合において、6ヶ月以内の期間に限り1月につき、100円の加算となります。

- ・若年性認知症入所者受入加算
65歳未満の若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合には1日120円の加算があります。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算とは重複して算定することはありません。

- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算
医師の診断により、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合には入所した日から7日を限度として1日200円の加算となります。ただし、若年性認知症入所者受入加算とは重複して算定することはありません。

- ・在宅復帰支援機能加算
退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、ケアマネージャーや主治医との連携を図る等、在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合以上の在宅復帰を実現している場合には1日10円の加算となります。

- ・退所時に相談援助等した場合、下記の加算があります。
 - ・退所前訪問相談援助加算として460円の加算があります。(最高2回)
 - ・退所後訪問相談援助加算として460円の加算があります。(退所後1回)
 - ・退所時相談援助加算として400円の加算があります。
 - ・退所前連携加算として500円の加算があります。
- ・口腔衛生管理体制加算
 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言又は指導を月1回以上行っている場合に月30円の加算があります。
- ・口腔衛生管理加算
口腔衛生管理体制加算を算定している場合であって、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、該当する入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行っている場合に月90円の加算があります。
- ・再入所時栄養連携加算
 施設に入所している利用者が医療機関に入院し、経管栄養や嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、施設に再入所後の栄養管理に関する栄養ケア計画を策定した場合に、ご利用者1回に限り400円の加算があります。

※ 上記の金額は、1割負担の場合であり、2割及び3割負担の場合は上記金額の2倍または3倍となります。(3割負担は、平成30年8月1日以降施行されます。)

□ 介護職員処遇改善加算
 介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために平成24年度から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

- 介護職員処遇改善加算Ⅰ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×8.3%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅱ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×6.0%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅲ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅳ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×90%
- ・介護職員処遇改善加算Ⅴ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×80%

□ 介護職員等特定処遇改善加算
 介護人材の確保をより一層推進するために令和元年10月1日から創設された加算です。下記のいずれかを算定します。

- 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.7%
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
 所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%

※原則として、□で囲んだ種類の加算を算定できる体制をとっております(令和元年10月1日現在)但し、施設の職員体制等により、加算の種類に変更が生じる場合や金額が変更となる場合があります。また、加算の種類・内容・料金等につきましては国の基準等により、今後変更される場合があります。

短期入所やすだの里利用料金表(個室)

(令和元年10月1日適用)

(第一段階利用者) [生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者]

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	300	320	1,126
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	300	320	1,245
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	300	320	1,320
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	300	320	1,395
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	300	320	1,473
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	300	320	1,548
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	300	320	1,623

(第二段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	390	420	1,316
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	390	420	1,435
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	390	420	1,510
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	390	420	1,585
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	390	420	1,663
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	390	420	1,738
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	390	420	1,813

(第三段階利用者) [世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方] (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	650	820	1,976
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	650	820	2,095
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	650	820	2,170
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	650	820	2,245
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	650	820	2,323
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	650	820	2,398
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	650	820	2,473

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	1,392	1,171	3,069
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	1,392	1,171	3,188
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	1,392	1,171	3,263
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	1,392	1,171	3,338
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	1,392	1,171	3,416
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	1,392	1,171	3,491
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	1,392	1,171	3,566

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(2割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	876	36	0	0	76	24	1,012	1,392	1,171	3,575
要支援2	1,090	36	0	0	93	30	1,249	1,392	1,171	3,812
要介護1	1,172	36	30	24	105	34	1,401	1,392	1,171	3,964
要介護2	1,308	36	30	24	116	37	1,551	1,392	1,171	4,114
要介護3	1,448	36	30	24	128	41	1,707	1,392	1,171	4,270
要介護4	1,584	36	30	24	139	45	1,858	1,392	1,171	4,421
要介護5	1,718	36	30	24	150	48	2,006	1,392	1,171	4,569

(第四段階利用者) [上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方]

(3割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ口	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	1,314	54	0	0	114	36	1,518	1,392	1,171	4,081
要支援2	1,635	54	0	0	140	45	1,874	1,392	1,171	4,437
要介護1	1,758	54	45	36	157	51	2,101	1,392	1,171	4,664
要介護2	1,962	54	45	36	174	56	2,327	1,392	1,171	4,890
要介護3	2,172	54	45	36	191	62	2,560	1,392	1,171	5,123
要介護4	2,376	54	45	36	208	67	2,786	1,392	1,171	5,349
要介護5	2,577	54	45	36	225	73	3,010	1,392	1,171	5,573

※1 合計欄は1日あたりの料金で、送迎を行った場合は1回につき184円加算されます。

※2 処遇改善加算及び特定処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

※3 食事料金は1食あたりの料金でご請求させていただいております。(朝食:384円・昼食:504円・夕食:504円) 上記の金額は1日3食提供させていただいた場合のご請求額です。

短期入所やすだの里利用料金表(多床室)

(令和元年10月1日適用)

(第一段階利用者) 「生活保護受給者・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者」

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	300	0	806
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	300	0	925
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	300	0	1,000
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	300	0	1,075
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	300	0	1,153
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	300	0	1,228
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	300	0	1,303

(第二段階利用者) 「世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以下、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方」

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	390	370	1,266
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	390	370	1,385
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	390	370	1,460
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	390	370	1,535
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	390	370	1,613
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	390	370	1,688
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	390	370	1,763

(第三段階利用者) 「世帯非課税で(課税年金+合計所得)が年間80万円以上、かつ預貯金等の額が1,000万円以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方」

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	650	370	1,526
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	650	370	1,645
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	650	370	1,720
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	650	370	1,795
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	650	370	1,873
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	650	370	1,948
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	650	370	2,023

(第四段階利用者) 「上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方」

(単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	438	18	0	0	38	12	506	1,392	855	2,753
要支援2	545	18	0	0	47	15	625	1,392	855	2,872
要介護1	586	18	15	12	52	17	700	1,392	855	2,947
要介護2	654	18	15	12	58	18	775	1,392	855	3,022
要介護3	724	18	15	12	64	20	853	1,392	855	3,100
要介護4	792	18	15	12	69	22	928	1,392	855	3,175
要介護5	859	18	15	12	75	24	1,003	1,392	855	3,250

(第四段階利用者) 「上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方」

(2割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	876	36	0	0	76	24	1,012	1,392	855	3,259
要支援2	1,090	36	0	0	93	30	1,249	1,392	855	3,496
要介護1	1,172	36	30	24	105	34	1,401	1,392	855	3,648
要介護2	1,308	36	30	24	116	37	1,551	1,392	855	3,798
要介護3	1,448	36	30	24	128	41	1,707	1,392	855	3,954
要介護4	1,584	36	30	24	139	45	1,858	1,392	855	4,105
要介護5	1,718	36	30	24	150	48	2,006	1,392	855	4,253

(第四段階利用者) 「上記以外(世帯課税または本人課税・本人非課税)の方」

(3割負担の場合) (単位:円)

区分	基本サービス	サービス提供体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲロ	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	処遇改善加算※2	特定処遇改善加算Ⅰ※2	小計	食事代※3	居住費	合計※1
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり		1日あたり	1日あたり	
要支援1	1,314	54	0	0	114	36	1,518	1,392	855	3,765
要支援2	1,635	54	0	0	140	45	1,874	1,392	855	4,121
要介護1	1,758	54	45	36	157	51	2,101	1,392	855	4,348
要介護2	1,962	54	45	36	174	56	2,327	1,392	855	4,574
要介護3	2,172	54	45	36	191	62	2,560	1,392	855	4,807
要介護4	2,376	54	45	36	208	67	2,786	1,392	855	5,033
要介護5	2,577	54	45	36	225	73	3,010	1,392	855	5,257

※1 合計欄は1日あたりの料金で、送迎を行った場合は1回につき184円加算されます。

※2 処遇改善加算及び特定処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。

※3 食事料金は1食あたりの料金でご請求させていただいております。(朝食:384円・昼食:504円・夕食:504円) 上記の金額は1日3食提供させていただいた場合のご請求額です。

短期入所 加算料金等について

- 送迎加算
居宅と施設との間の送迎を行った場合には、片道184円の加算があります。
 - 療養食加算
医師の発行する食事箋に基づき提供する食事は、療養食となります。(濃厚流動食は除く)
1日3回を限度として1回8円の加算となります。(但し、療養を目的とした濃厚流動食については、1日2回の給与量の指示であったとしても、3回分として加算されます)
 - サービス提供体制強化加算
介護従事者の専門性等に係る適切なサービス提供に対する加算です。
 - (Ⅰ)イ 介護福祉士が60%以上配置されている場合には1日18円の加算となります。
 - (Ⅰ)ロ 介護福祉士が50%以上配置されている場合には1日12円の加算となります。
 - (Ⅱ) 常勤職員が75%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。
 - (Ⅲ) 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されている場合には1日6円の加算となります。※ 上記の加算はいずれか一つのみとなります。
 - ・夜勤職員配置加算(Ⅰ)広域型ロ
夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1人以上上回っている場合に1日13円の加算となります。(但し、見守り機器等をご利用者の総数の15%以上設置し、国が定めた指針に沿って検討等が行われている場合については最低基準を0.9以上上回る事)
 - 夜勤職員配置加算(Ⅲ)広域型ロ
夜勤職員配置加算(Ⅰ)広域型ロの要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引をする事ができる介護職員を配置している場合は、1日15円の加算となります。
 - 看護体制加算(Ⅰ)ロ
常勤の看護師を1名以上配置することにより1日4円の加算となります。
 - 看護体制加算(Ⅱ)ロ
下記のとおり、手厚い看護職員の配置を行っていることにより1日8円加算されるものです。
 - ①看護職員を常勤換算方法で25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。
 - ②看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。
 - ・看護体制加算(Ⅲ)
看護体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合において、前年度または前3ヶ月の利用者総数のうち要介護3、4、5である利用者の占める割合が70%以上である場合1日つき12円の加算となります
 - ・看護体制加算(Ⅳ)
看護体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たしている場合において、前年度または前3ヶ月の利用者総数のうち要介護3、4、5である利用者の占める割合が70%以上である場合1日つき23円の加算となります
- ※看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、同時に算定される場合があります。
また、看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)については、同時に算定される場合があります。
- ・若年性認知症入所者受入加算
65歳未満の若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合には1日120円の加算があります。
 - ・認知症行動・心理症状緊急対応加算
認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活

が困難であると医師が判断した者である場合、入所日から7日を限度として1日200円の加算となります。

□ 緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において利用することが計画されていない場合で、ご利用者の状態やご家族等の事情により、ケアマネージャーが緊急に短期入所生活介護を受ける事が必要と認められた場合に、短期入所生活介護をご利用されるに至った日から起算して原則7日間(最長14日)を限度として、1日につき90円の加算となります。

ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

※ 上記の金額は、1割負担の場合であり、2割及び3割負担の場合は上記金額の2倍または3倍となります。(3割負担は、平成30年8月1日以降施行されます。)

□ 介護職員処遇改善加算

介護人材の確保とサービスの質の向上を図るために平成24年度から創設された加算で、下記のいずれかを算定します。

□ 介護職員処遇改善加算 I

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×8.3%

・介護職員処遇改善加算 II

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×6.0%

・介護職員処遇改善加算 III

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%

・介護職員処遇改善加算 IV

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×90%

・介護職員処遇改善加算 V

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×3.3%×80%

□ 介護職員等特定処遇改善加算

介護人材の確保をより一層推進するために令和元年10月1日から創設された加算です。下記のいずれかを算定します。

□ 介護職員等特定処遇改善加算 I

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.7%

・介護職員等特定処遇改善加算 II

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×2.3%

※原則として、□で困った種類の加算を算定できる体制をとっております(令和元年10月1日現在)
但し、施設の職員体制等により、加算の種類に変更が生じる場合や金額が変更となる場合があります。
また、加算の種類・内容・料金等につきましては国の基準等により、今後変更される場合があります。

障がい者ショートステイやすだの里利用料金表
【福祉型短期入所Ⅰ型】日中において生活介護サービスを利用しない場合
 (令和元年10月1日適用)

[市民税非課税世帯(低所得1、低所得2)]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分2	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分3	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分4	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分5	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分6	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270

[市民税課税世帯(一般1)]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	497	950	320	48	8	12	38	10	1,883
区分2	497	950	320	48	8	12	38	10	1,883
区分3	569	950	320	48	8	12	43	12	1,962
区分4	633	950	320	48	8	12	48	13	2,032
区分5	766	950	320	48	8	12	57	15	2,176
区分6	902	950	320	48	8	12	66	18	2,324

※食事代及び光熱水費以外の料金が月額9,300円を超える部分は請求しません(食事代及び光熱水費の料金は発生します)。

[市民税課税世帯(一般2)]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	497	950	320	48	8	12	38	10	1,883
区分2	497	950	320	48	8	12	38	10	1,883
区分3	569	950	320	48	8	12	43	12	1,962
区分4	633	950	320	48	8	12	48	13	2,032
区分5	766	950	320	48	8	12	57	15	2,176
区分6	902	950	320	48	8	12	66	18	2,324

※食事代及び光熱水費以外の料金が月額37,200円を超える部分は請求しません(食事代及び光熱水費の料金は発生します)。

[上記以外の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	497	1,430	320	0	8	12	35	9	2,311
区分2	497	1,430	320	0	8	12	35	9	2,311
区分3	569	1,430	320	0	8	12	40	11	2,390
区分4	633	1,430	320	0	8	12	45	12	2,460
区分5	766	1,430	320	0	8	12	54	14	2,604
区分6	902	1,430	320	0	8	12	63	17	2,752

- ※1 合計欄は1日あたりの料金で、送迎を行った場合は1回につき186円加算されます。
- ※2 処遇改善加算及び特定処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。
- ※3 食事代は、朝食380円・昼食550円・夕食500円で実際に提供した食数で請求します。
ただし、食事提供体制加算該当者の方は、1日につき950円が上限額となります。

障がい者ショートステイやすだの里利用料金表
【福祉型短期入所Ⅱ型】日中において生活介護サービスを利用する場合
 (令和元年10月1日適用)

[市民税非課税世帯(低所得1、低所得2)]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分2	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分3	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分4	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分5	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270
区分6	0	950	320	0	0	0	0	0	1,270

[市民税課税世帯(一般1)]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	168	950	320	48	8	12	16	4	1,526
区分2	168	950	320	48	8	12	16	4	1,526
区分3	234	950	320	48	8	12	20	5	1,597
区分4	310	950	320	48	8	12	26	7	1,681
区分5	515	950	320	48	8	12	40	11	1,904
区分6	588	950	320	48	8	12	45	12	1,983

※食事代及び光熱水費以外の料金が月額9,300円を超える部分は請求しません(食事代及び光熱水費の料金は発生します)。

[市民税課税世帯(一般2)]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	168	950	320	48	8	12	16	4	1,526
区分2	168	950	320	48	8	12	16	4	1,526
区分3	234	950	320	48	8	12	20	5	1,597
区分4	310	950	320	48	8	12	26	7	1,681
区分5	515	950	320	48	8	12	40	11	1,904
区分6	588	950	320	48	8	12	45	12	1,983

※食事代及び光熱水費以外の料金が月額37,200円を超える部分は請求しません(食事代及び光熱水費の料金は発生します)。

[上記以外の方]

(単位:円)

区分	基本サービス	食事代	光熱水費	食事提供体制加算	常勤看護職員等配置加算	栄養士配置加算Ⅱ	処遇改善加算	特定処遇改善加算	合計
	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	1日あたり	
区分1	168	1,430	320	0	8	12	12	3	1,953
区分2	168	1,430	320	0	8	12	12	3	1,953
区分3	234	1,430	320	0	8	12	17	4	2,025
区分4	310	1,430	320	0	8	12	22	6	2,108
区分5	515	1,430	320	0	8	12	36	10	2,331
区分6	588	1,430	320	0	8	12	41	11	2,410

- ※1 合計欄は1日あたりの料金で、送迎を行った場合は1回につき186円加算されます。
- ※2 処遇改善加算及び特定処遇改善加算は制度上、算定方法が他の加算と違い、1カ月の報酬合計から一定の掛け率により算定しますので、表示している単価はあくまでも目安となりますのでご了承ください。
- ※3 食事代は、朝食380円・昼食550円・夕食500円で実際に提供した食数で請求します。ただし、食事提供体制加算該当者の方は、1日につき950円が上限額となります。

障がい者ショートステイやすだの里 加算料金等について

・送迎加算

居宅と施設との間の送迎を行った場合には、1回片道21円の加算があります。

・短期利用加算

連続30日以内の利用に限り1日30円の加算となります。

・常勤看護職員等配置加算

看護師を1名配置することにより1日8円の加算となります。

・栄養士配置加算Ⅱ

非常勤の管理栄養士を1名配置することにより1日12円の加算となります。

・利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)

利用者負担額の上限管理が必要となる場合に150円の加算となります。

・食事提供体制加算

食事提供体制加算の該当者の場合に1日48円の加算となります。

・処遇改善加算Ⅰ

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×6.9%を加算します。

・特定処遇改善加算

所定単位数(基本部分+各種加算・減算)×1.9%を加算します。